



地域とともにある学校づくり

大山 賢一

立山町フォトギャラリー

説明の流れ

- 1 コミュニティ・スクールと
地域学校協働本部
- 2 新潟県上越市の取組
- 3 導入に向けて
学校・家庭・地域の取組



地域と学校の連携・協働の必要性

地域における 教育力の低下

- 少子化・核家族化・都市化・情報化等の経済社会の変化
- 地域における地縁的なつながりの希薄化
- 地域の人間関係の希薄化 等

学校を取り巻く問題の 複雑化・困難化

- 保護者の学校に対するニーズの多様化
- 生徒・児童指導に関する課題の複雑化
- 教員の働き方改革の必要 等

新学習指導要領の理念 「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ 地域の人的・物的資源の活用、社会と共に連携しながら、開かれた学校教育を展開

地域 学校



- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
- ◆ 地域学校協働活動、地域学校協働本部



地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

令和5年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数: **18,135 / 34,687 校**

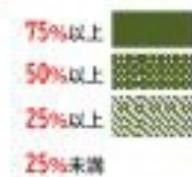
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**52.3%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入割合



コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合意制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

幼稚園

341 / 2,437園



義務教育学校

152 / 202校



小学校

10,812 / 18,437校



高等学校

1,152 / 3,484校



中学校

5,167 / 9,010校



特別支援学校

511 / 1,117校



地域学校協働本部の整備状況 -学校数-

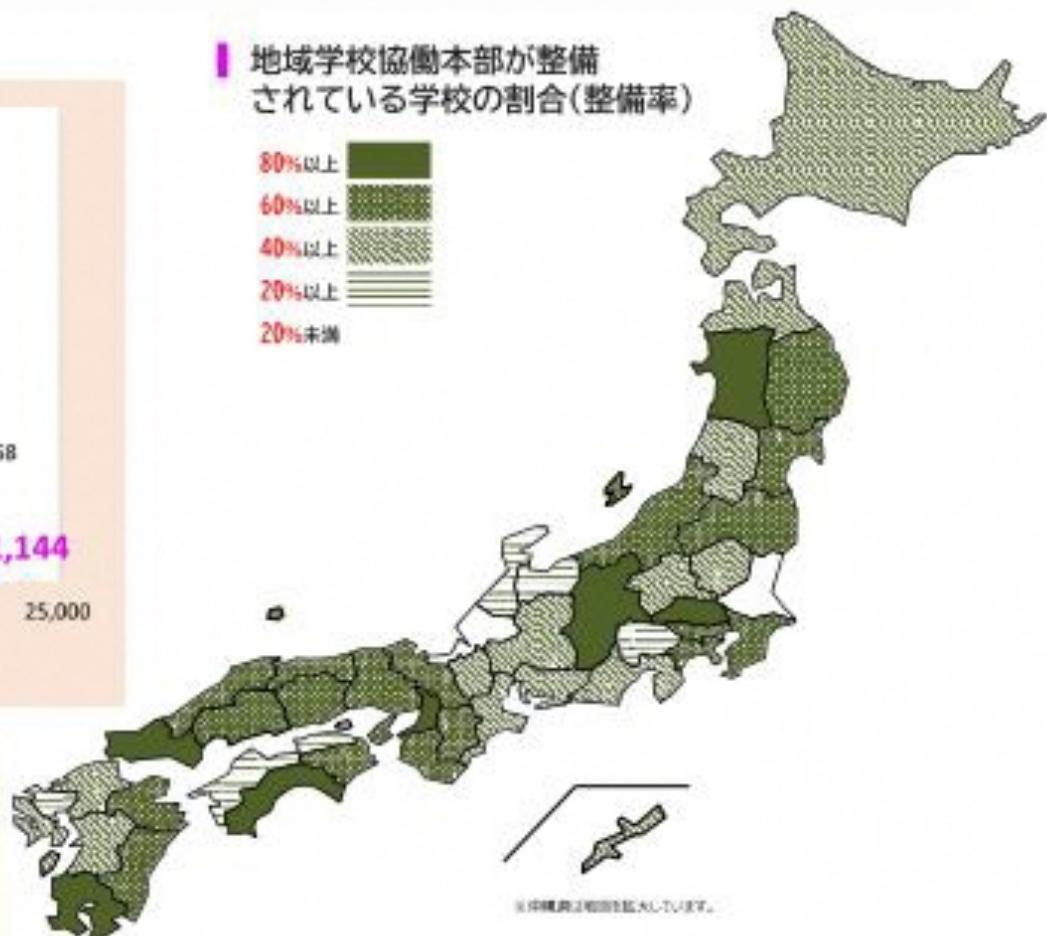
令和5年5月1日
時点

地域学校協働本部が整備されている公立学校数: **21,144/34,687** 校
全国の公立学校のうち、**61.0%**がカバーされている

地域学校協働本部が整備されている学校数の推移



地域学校協働本部が整備されている学校の割合(整備率)



- 地域学校協働本部とは、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「継やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。
<地域学校協働本部の要素>
(1)コーディネート機能
(2)多様な活動(地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施)
(3)組織的な活動(地域学校協働活動の構造的・安定的実施)
- 地域学校協働本部が整備されているとは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議室や事務室があるものではありません。



地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和6年度予算額（案）

71億円

（前年度予算額）

71億円



現状・課題

- ▶ 予測困難なこれからの中では、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画する**学校運営協議会を置く学校（R5時点：18,135校、52.3%）
- ▶ **コミュニティ・スクールと社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

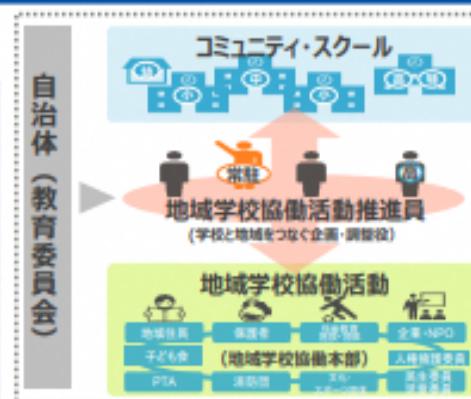
事実施期間：平成27年度～

交付先：都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）

要件：
①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること
②地域学校協働活動推進員等を配置していること

補助率：国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3

支援内容：地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等による諸謝金、活動に必要な消耗品等



ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施

【参考】予算補助を受ける自治体数
R3:1,345自治体 R4:1,356自治体 R5見込み:1,388自治体

地域学校協働活動推進員等の数の増加

【参考】予算補助を受ける地域学校協働活動推進員等の人数
R3:27,891人 R4:28,075人 R5見込み:30,000人

コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

本事業を通じて、
子供を取り巻く課題（※）を改善・解決した自治体の増加

※子供を取り巻く課題の類型例

- 学校運営上の課題
(社会に開かれた教育課程の実現、学校における働き方改革、いじめ、不登校など)
- 学校と地域の課題
(地域の安全・防災など)
- 学校と家庭の課題
(放課後児童対策、子供の貧困、児童虐待など)

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して協働して取り組む地域の増加

事業改善・充実のための取組（R5～）

- ▶ 各自治体は、課題に応じた目標を設定し、事業年度ごとに取組の成果分析を実施
- ▶ 国は、各自治体の評価をとりまとめ、事業年度ごとに事業全体の成果分析を実施併せて、全国の好事例等を共有し、各自治体の事業改善に繋げる

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進 (質の高い公教育の再生等)

教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志高く誇りを持ってごどもに向き合うことができるよう、(略) **コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。… (略)**

安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。(略) 地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方の下、**地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速する**とともに、… (略)

具体的な取組

▶ コーディネート機能の強化

- 引き続き地域学校協働活動推進員等の配置を促進
- 学校における働き方改革や放課後児童対策などの地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や、常駐的な活動等を支援

▶ 地域学校協働活動の実施

- 学校における働き方改革に資する取組、学習支援や体験・交流活動等を支援

▶ 教育委員会の伴走支援体制の構築・強化

- CSアドバイザーの配置促進
- 地域学校協働活動推進員等に対する研修の充実

学校を核とした地域力強化プラン

令和6年度予算額（案）

76億円

（前年度予算額）

77億円



背景 ・ 課題

- 少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校、児童虐待の増大等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それだけでの対応では限界が生じている。
- 学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現する必要がある。**
- 自治体が、それぞれの課題やニーズに応じた効果的な取組を実施できるよう、複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。

事業内容

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

学校と地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境の醸成

地域全体で子供たちの成長を支える社会の実現

事業概要：下記①～⑥のメニューを組み合わせて実施する自治体の取組を総合的に支援する補助事業

補助率：国 1/3、都道府県等 1/3、市区町村 1/3
(都道府県等が直接実施する場合、都道府県等 2/3)

対象(交付先)：都道府県・政令市・中核市(以下「都道府県等」)

件数・単価：各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1 地域と学校の連携・協働体制構築事業

7,050百万円(7,066百万円)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動や働き方改革に資する取組など多様な活動を推進。

2 地域における家庭教育支援基盤構築事業

70百万円(75百万円)

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

329百万円(338百万円)

スクールガード・リーダー(防犯の知識を有する者)やスクールガード(学校安全ボランティア)の活用等により、地域と連携した学校安全の取組を推進し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備。

4 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

9百万円(9百万円)

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する自治体の取組を支援。

5 健全育成のための体験活動推進事業

99百万円(99百万円)

自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など宿泊を伴う様々な体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促進。

6 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進し、地元に就職し地域を担う人材を育成。

コミュニティ・スクール

教育委員会規則に基づき、「**学校運営協議会**」を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼びます。

教育委員会から任命された保護者や地域住民などによる委員が、**学校運営の基本方針を承認**したり、教育活動について**意見**を述べたりします。委員の皆様は**特別職の公務員**となり、学校のよきパートナーであり、**辛口の友人**です。

学校だけでなく保護者や地域住民が、子どもたちの将来のために、そして明るく元気な地域を創るために、**学校と共通の目的をもって協力し合う関係**を築いていく。

共通の目的 学校、家庭、地域ではぐくみたい子ども像

第3期 富山県教育振興基本計画

令和4年度から令和8年度

ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、
地域社会や全国、世界で活躍し、
未来を切り拓く人材の育成

— 真の人間力を育む教育の推進 —

立山町教育振興基本計画

(令和3年度～令和7年度)

ふるさと立山に誇りと愛着をもち、
心豊かで活力のある社会の創造

— 「自立と共生」「チャレンジ」 —

学校・家庭・地域で
ともに育みたい子ども像を具体的に考える

学校やそこでの教育活動を教職員や行政だけに任せるのでなく、学校を「**学校・家庭・地域の協働の場**」として、保護者や地域住民が「**自分たちの学校**」という**当事者意識**をもってより良いものに変えていくようにしたい。

「**自分たちの学校**」という当事者意識が、「**自分たちの地域**」をよくするという意識につながり、人々の支え合いと活気のある**地域社会**が実現される。

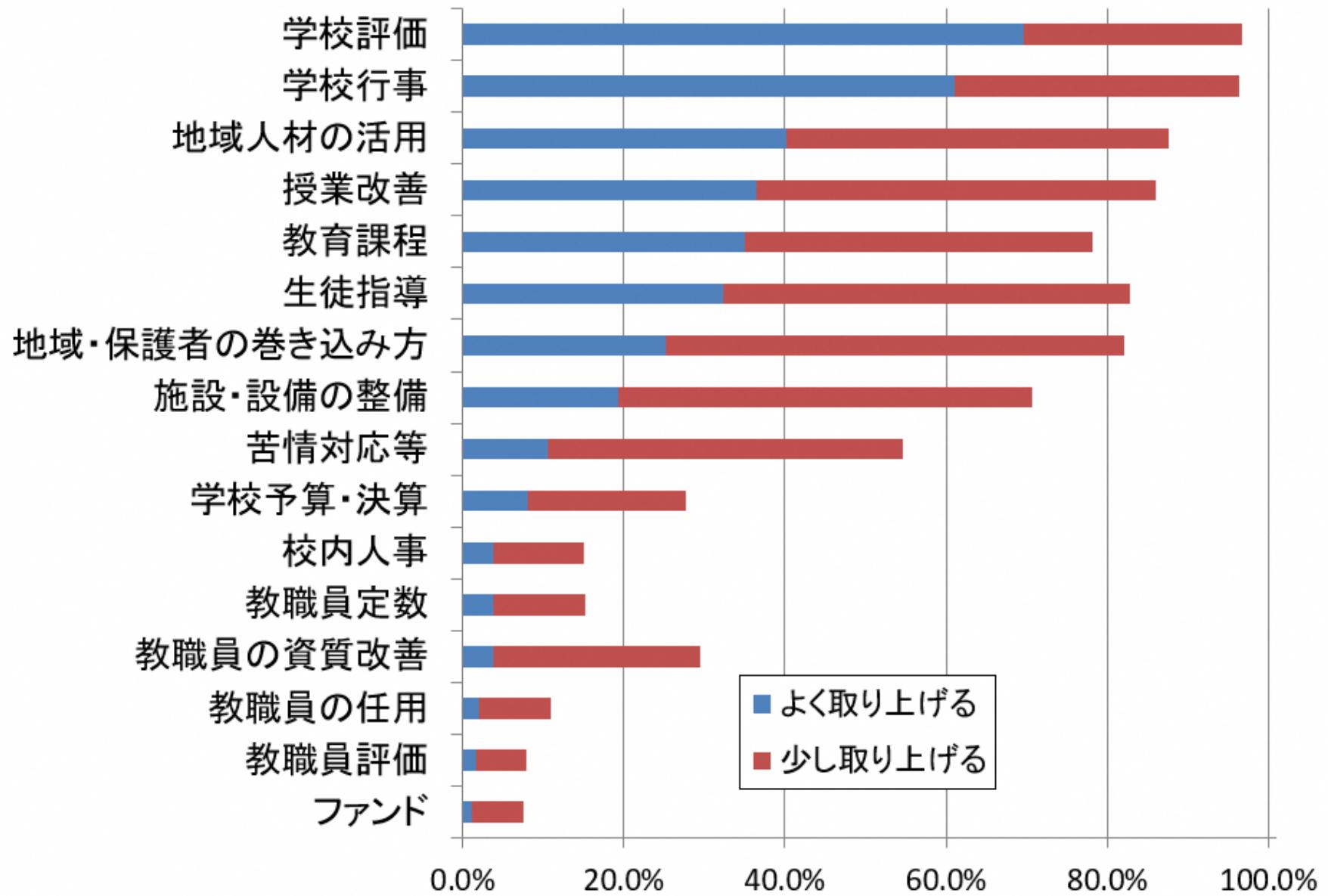
学校運営協議会と学校評議員制度の比較

	学校運営協議会	学校評議員
組織の有無と情報交換	合議体としての会議参加が原則。多様なメンバー間での情報交換が可能。	原則として合議体ではなく、協議の場が設定されても会議頻度が低い。
協議や意見具申	協議等による意見具申が行える。校長の求めを要しないなど、協議会に権限が与えられている。	評議員による個別意見。具申に至るとは限らない。校長の求めがあって意見を述べるなど権限が弱い。
権限と意識	基本方針の承認など、権限に一定の強さがある。	承認機能はなく、また合議体でないことからメンバーの参画意識が弱くなる。
透明性	学校運営協議会だよりなどで外部関係者に情報提供を行い、またHPなどでコミュニティ・スクールの周知も図る例が多い。	校長とメンバー間の意見交換を原則とするため、必ずしも透明化機能が期待される訳ではない。また、合議体でないために、たより等による周知活動が期待しにくい。

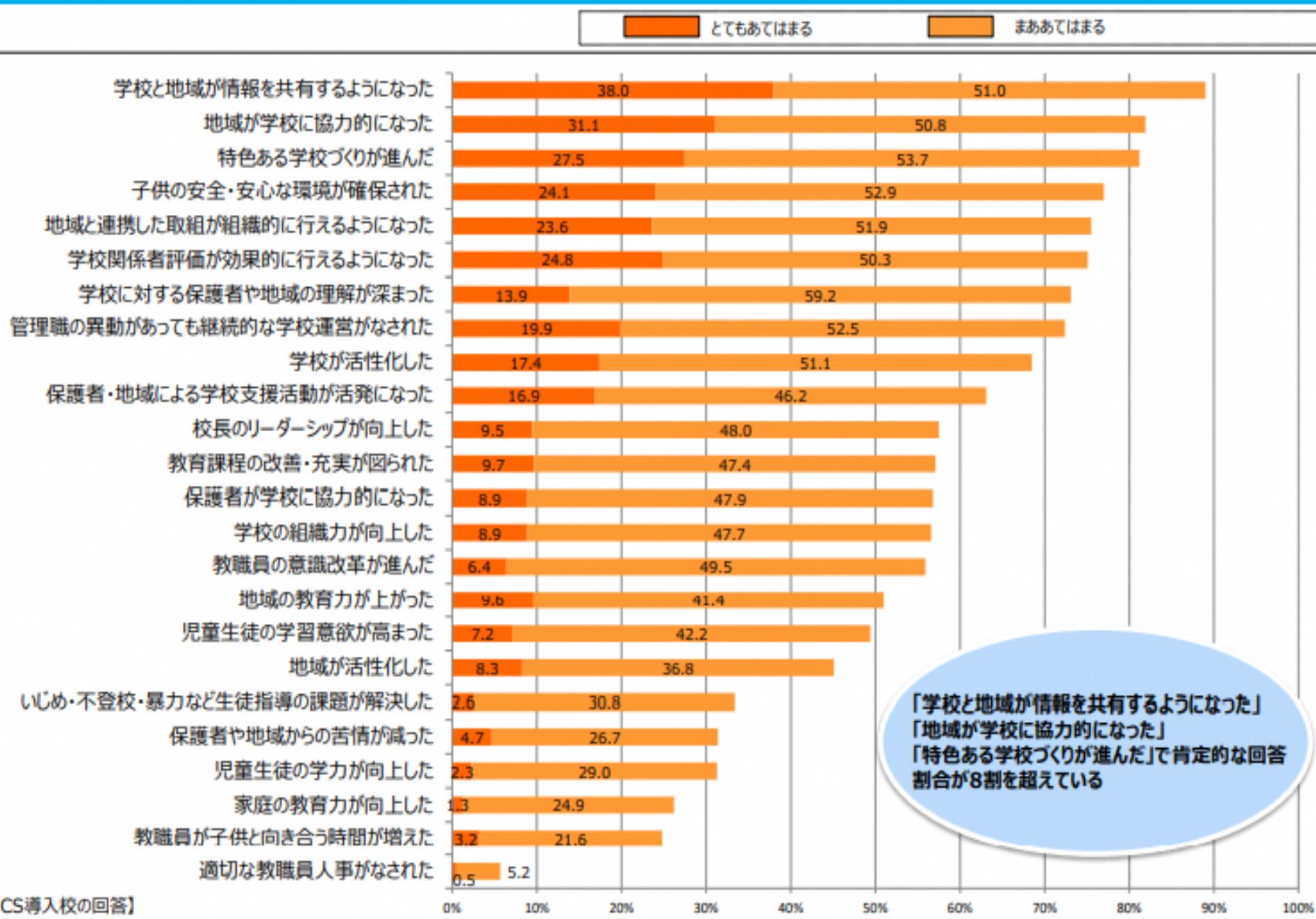
学校運営協議会と地域学校協働本部の比較

	学校運営協議会	地域学校協働本部
目的	学校運営協議会を通じて、 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ て学校運営に参画することにより、そのニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域社会が一体となって より良い教育の実現に取り組む こと。	地域と学校が 相互にパートナーとして連携・協働 して様々な活動に取り組み、 地域の将来を担う人材の育成 を図るとともに、 自立した地域社会の基盤の構築・活性化 を図る。
役割	① 学校運営の基本方針を承認 する。 ② 教育活動などについて校長や教育委員会に対して意見を述べることができる (校長の求めがなくても意見を申し出ることが可能)。 ③ 教職員の任用 に関して、教育委員会規則で定める事項について、意見を述べることができる。	① コーディネート機能 を発揮する。 ②多くの地域住民等の参画による 多様な地域学校協働活動 の実施。 ③ 継続的・安定的な地域学校協働活動 の実施。
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	社会教育法

学校運営協議会で取り上げられる事項



コミュニティ・スクールによる成果認識（CS導入校）



コミュニティ・スクールの成果認識

【短期的成果】

- ・学校に対する保護者や地域の理解の深まり
- ・学校と地域が情報共有
- ・教職員の子どもと向き合う時間の増加
- ・教職員の意識改革

【中期的成果】

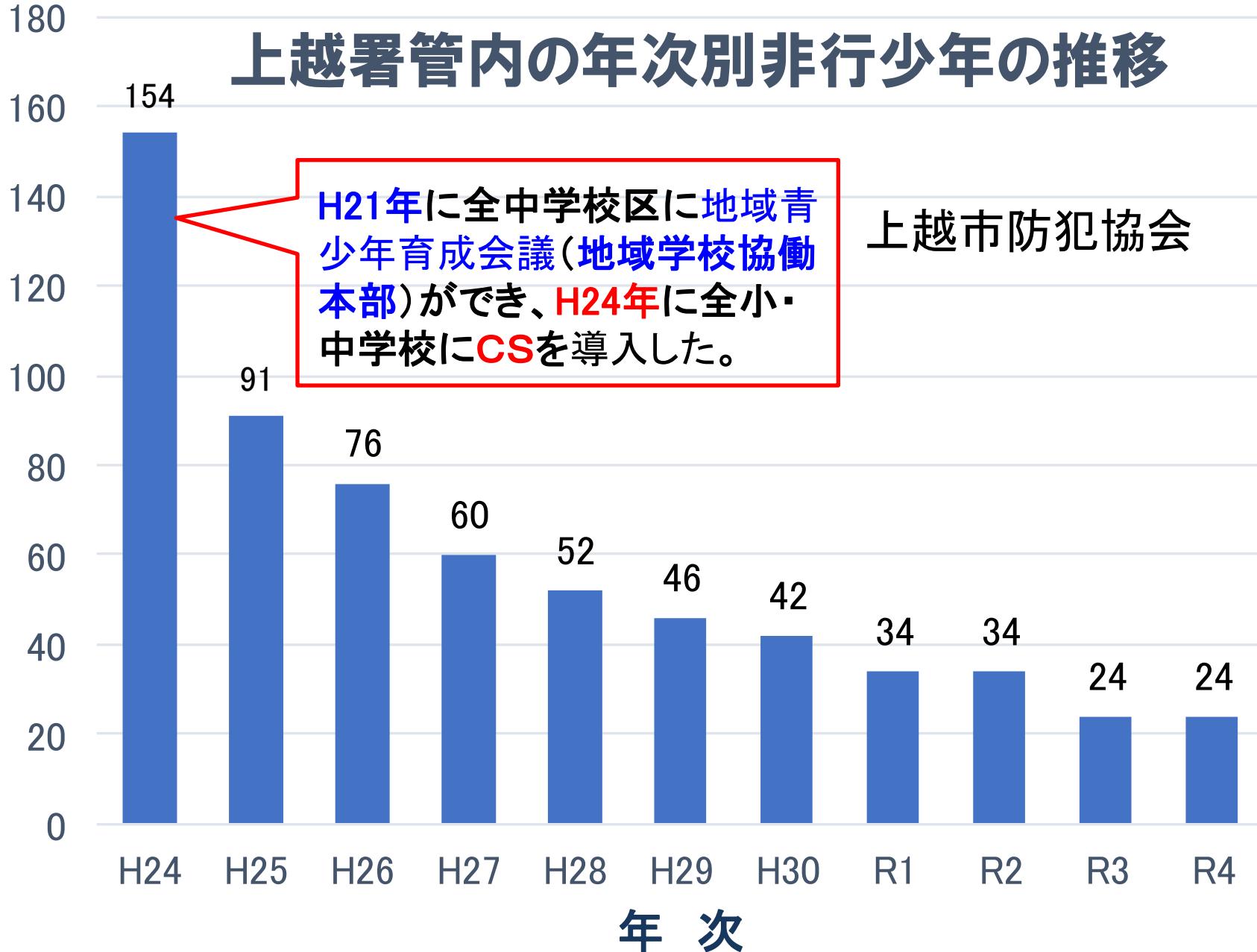
- ・保護者・地域による学校支援活動が活発に
- ・地域が学校に協力的に
- ・学校関係者評価が効果的に実施
- ・特色ある学校づくり
- ・地域連携の取り組みが効果的に
- ・家庭の教育力が向上

【長期的成果】

- ・学校が活性化
- ・地域が活性化
- ・保護者が学校に協力的
- ・児童生徒の学力向上
- ・生徒指導の課題解決
- ・児童生徒の学習意欲向上
- ・地域教育力が向上
- ・保護者や地域からの苦情が減った
- ・適切な教員人事が実現

上越署管内の年次別非行少年の推移

検挙補導人数



地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第47条の5

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する**教育委員会規則で定める事項**について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第55条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

教育委員会規則で定める事項とは

たとえば、学校運営協議会の趣旨を踏まえ、**学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見に限ること**や、個人を特定しての意見ではなく、**学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ること**などが考えられる。

協議会の目的（案）

教職員の採用や任用に意見！

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、**立山町教育委員会**(以下「教育委員会」という。)及び**校長の権限と責任の下**、保護者、地域住民等(以下単に「地域住民等」という。)の学校運営への参画の促進及び連携の強化を図ることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

学校運営等に関する意見の申し出（案）

第5条 協議会は、**対象学校の運営全般**について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

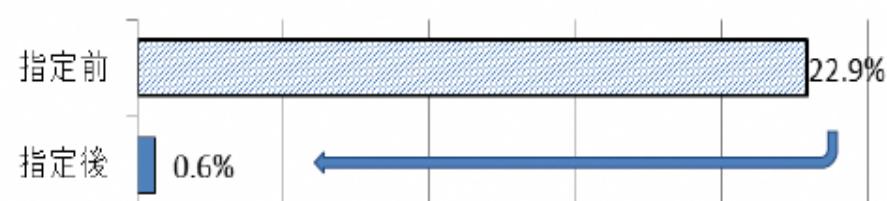
2 協議会は、**第2条に定める目的の趣旨を踏まえ**、対象学校の**職員の採用その他の任用に関する意見**（**対象学校の運営改善に資する建設的な意見であるものに限る。**）を教育委員会に述べることができる。ただし、**個人を特定しての意見を述べることはできない**。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、校長を通じて行うものとし、**あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。**

「教職員の任用に関する意見の申出」についての不安は、指定後にはほぼ解消されています。

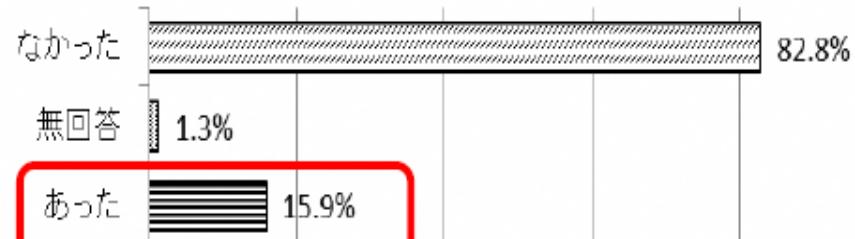
<指定前後の課題に対する校長の認識の変化>

任用の意見申出で人事が混乱しないか不安



実際に「教職員の任用に関する意見の申出」があったのは、約16%の学校です。

教職員の任用に関する意見の申し出



(例) 地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の配置を要望

教職員の任用に関する意見の内容

教員人事に関する一般的要望

自校の特定の教員を転出させないよう要望

他校(同一市区町村)の特定の教員を自校に任命するよう要望

他校(他市区町村)の特定の教員を自校に任命するよう要望

特定の教員の昇任の要望

※数字は、任用に関する意見の申出を行った学校数に対する割合(%)

その他

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0%

63.5%

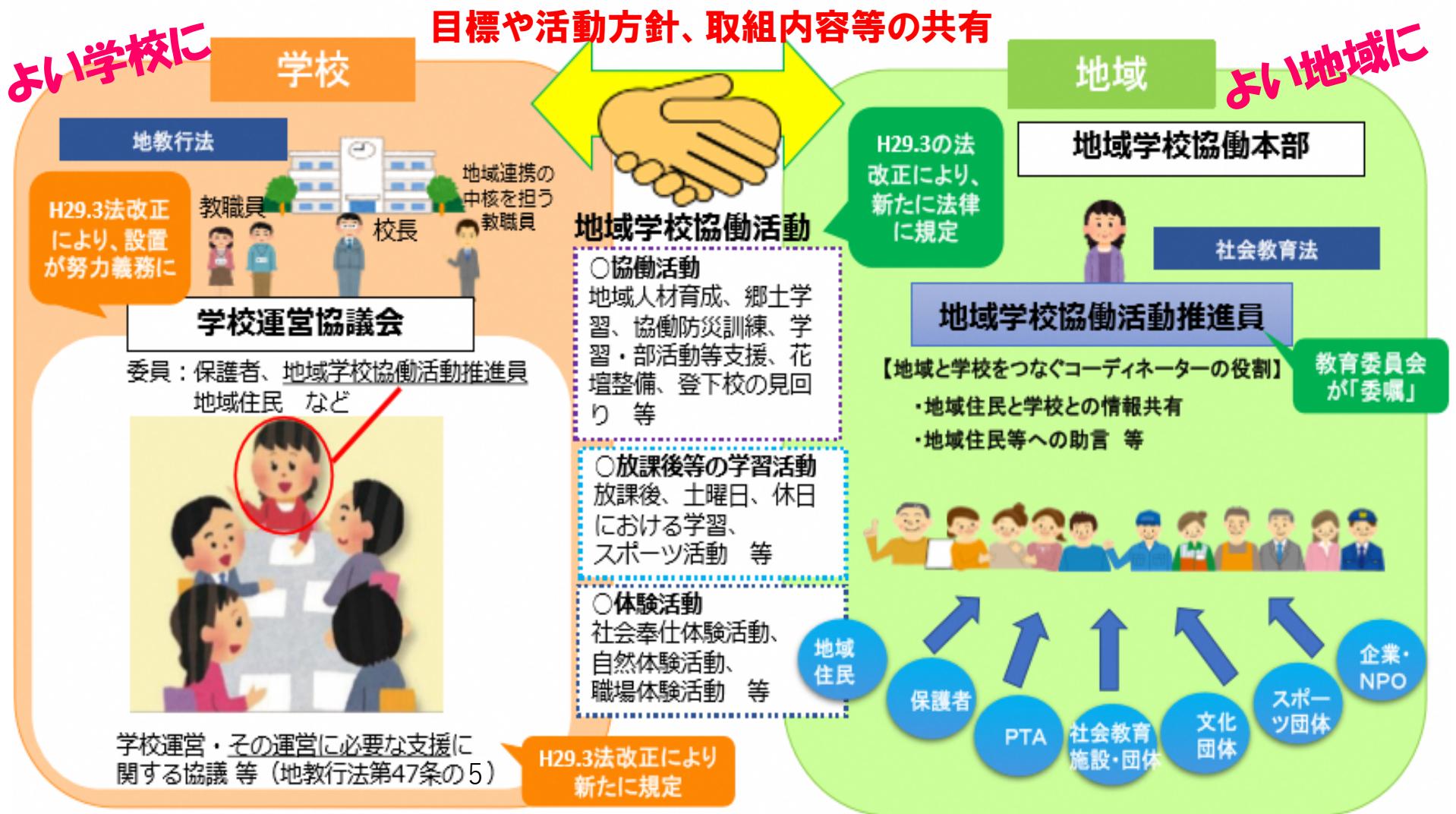
約64%が、一般的な要望です。

- ・若手教員の育成のために、学年主任ができるリーダー性をもつ教員の配置
- ・学習支援員等の複数配置など

学校評議員の仕組みから学校運営協議会へ移行することによる魅力やメリット

- ・学校運営協議会の委員は、学校と対等な立場で、学校運営の当事者として協議を行うことができる立場にあります。**保護者や地域住民等の意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善や充実が期待できます。**
- ・学校・家庭・地域において、一方的な支援でなく、**共通の目標やビジョンを目指した主体的・能動的な活動が可能**になります。
- ・CSの機能である「校長が示す学校運営の基本方針の承認」を通じて、**校長は、保護者や地域住民等に対する説明責任の意識が向上するとともに、保護者や地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能**になります。
- ・CSの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、**学校運営の改善に資するより確かなPDCAサイクルを確立しやすくなります。**

地域と学校の連携・協働の在り方



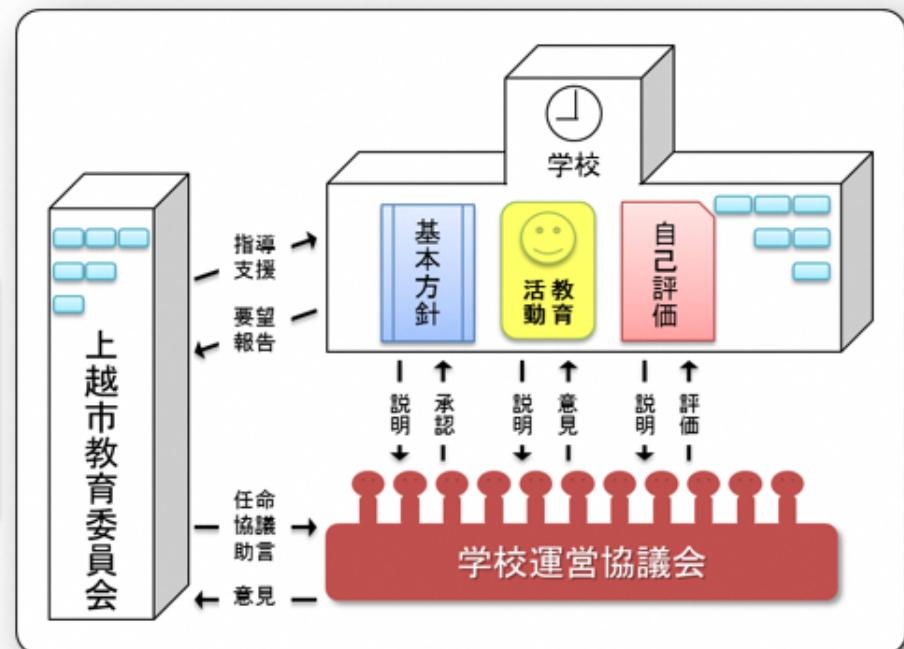
「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働本部」が**一体的に機能**することで、
目標・ビジョンの共有を通じて、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなど、**相乗効果**が期待される

上越市の学校運営協議会

平成24年度 全小中学校一斉に導入

■学校運営協議会の役割

- ①学校運営の基本方針を熟議し承認する。
- ②学校の運営全般に意見を述べる。
- ③学校の運営状況を評価する。



■学校運営協議会の構成

学校運営協議会(15人以内)

- | | |
|-----------------|----------------|
| ★保護者 | ★当該対象学校の校長・教職員 |
| ★地域住民 | ★関係行政機関の職員 |
| ★学識経験者 | ★教育委員会が適当と認める者 |
| ★公募に応じた市民(2名まで) | |

委員の兼務も

地域青少年育成会議



委員の兼務も

同じ中学校区の他の学校運営協議会

・任期は1年とする。
ただし、再任は妨げない。

・協議会の会長、
副会長は、委員
の互選で決める。

・委員は、特別職
の公務員となる。

中学校区で小中一緒の運営協議会をつくる場合

学園運営協議会（仮称）

中学校運営協議会

小学校運営協議会

中学校区にある小学校と中学校の協議会の委員が集まり、小学校から中学校までの**9年間の学校教育や学校づくり**について協議する。

委員は**地域の各学校の様子がよくわかり**、中学校区でどんな子どもを育てていくか話し合える。

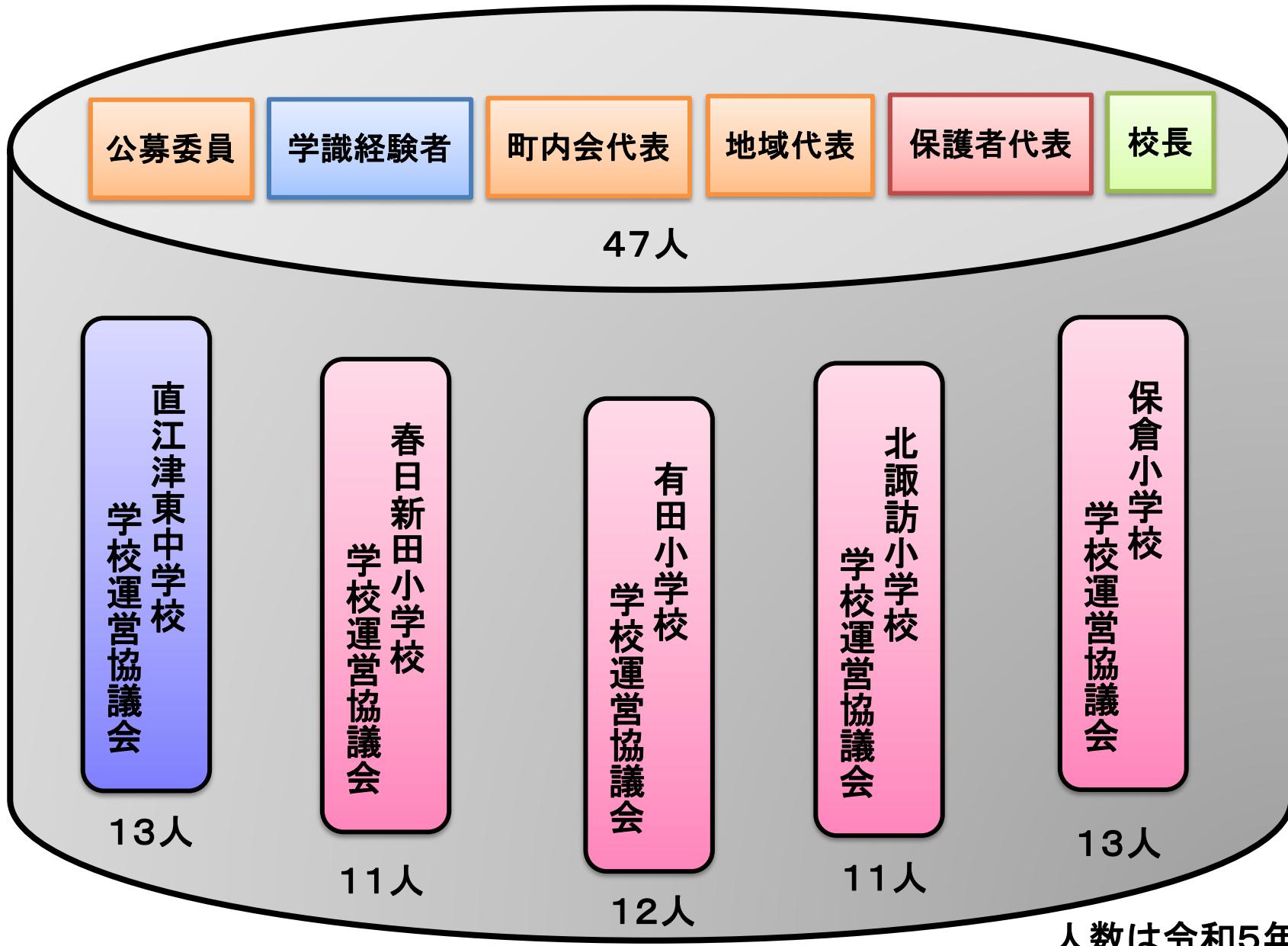
令和5年度 上越市 コミュニティ・スクール事業

予算額 4,502千円
(前年度 4,509千円)

- 委員の報酬 年間3,000円
- 委員の旅費 1kmあたり22円
- 各校の消耗品費、郵便料
- 学校規模別
- 消耗品は均等割あり
- 郵便料は委員人数による

北諏訪小	(70)	消 : 19,500円	郵 : 4,200円
保倉小	(82)	消 : 19,500円	郵 : 4,200円
有田小	(609)	消 : 58,000円	郵 : 4,620円
春日新田小	(358)	消 : 40,500円	郵 : 4,200円
直江津東中	(475)	消 : 47,500円	郵 : 5,040円
(4月1日の児童生徒数)			

直江津東地域学園運営協議会(直東学園運営協議会)



直江津東地域青少年育成会議

直東学園運営協議会

公募委員

学識経験者

町内会代表

地域代表

保護者代表

校長

理事会

広報部会

活動評価部会

意見

意見

意見

意見

地域部会

北諏訪区

保倉区

有田区

学校後援会会員

保護者部会

直江津東中

北諏訪小

保倉小

有田小

春日新田小

保育園

PTA保護者

すこやかネットワーク

直江津東中

北諏訪小

保倉小

有田小

春日新田小

直東学園教職員

事務局

事務局員

直江津東中

北諏訪小

保倉小

有田小

春日新田小

学校別事務局員

学園支援本部

幼児教育部会

北諏訪保育園

保倉保育園

有田保育園

市立保育園職員

直江津東地域学園(直東学園)運営協議会

- ・学校、家庭、地域が一緒にになって、よりよい学校をつくるために協議する合議制の組織

直江津東地域青少年育成会議

(地域学校協働本部)

- ・地域の子どもを地域で育てる活動
- ・地域学校協働活動

直東学園

目指す子ども像

地域を愛し、
自立と共生ができ、
未来を創る子ども

-郷土愛・自立・共生・社会力-

学園運営協議会

地域青少年育成会議

目指す子ども像

行動連携

意見を述べ、
承認・評価をし、
参画する

目指す子ども像
を目標として共
有し、一体的な
活動の推進

運営の要 は 事務局

直東学園
運営協議会

直江津東地域
青少年育成会議

事務局

事務局は、
2つをつなぐ
太いパイプ役

学園懇親会の開催

教職員・保護者・地域住民
が一堂に参加し、互いを知り、思いを共有する



学園運営協議会

年2回の協議会

4月：今年度の方針と年間計画を決め、各校の取組
を確認

3月：今年度の協議
会評価と次年
度の基本方針
の承認

* 各校では、年数回
学校運営協議会を
実施する。



理事会

地域とともに学校をつくるリーダー的な役割をもつ



組織を意識づける

全教職員・委員の名刺を作成
(直東学園版)

直東学園（直江津東地域学園）
上越市立直江津東中学校

校長
〒942-0004 新潟県上越市安田2882-1
TEL:025-543-2729 FAX:025-543-4150
事務局
TEL:025-543-4256 E-mail: nishtohoku@orange.ocn.ne.jp
<http://www.nishtohoku.or.jp>

教育目標：よく考える子ども 思いやりの子ども

教育目標：心身ともに健康で、豊かな知性をもち、活力に富む生徒

直東学園（直江津東地域学園運営協議会）
上越市立春日新田小学校

校長 大山 賢一
〒942-0004 新潟県上越市春日新田1274
TEL:025-543-4256 FAX:025-543-0069
<http://www.hanashin.jstne.ed.jp/>
E-mail: oym1@jstne.or.jp

942-0004 新潟県上越市安田2882-1
TEL:025-543-2729 FAX:025-543-4150
事務局
TEL:025-543-4256 E-mail: nishtohoku@orange.ocn.ne.jp
<http://www.nishtohoku.or.jp>

重点目標：笑顔とやる気 規律ある学級づくり

5校の教育がわかる
直東学園要覧を作成

令和4年度 学園要覧
上越市立直江津東中学校内小中学校

直東学園

（子育て目標）
地域を愛し、自立と共生ができ、
未来を創る子ども

北領地小学校
春日新田小学校
新潟県立春日新田小学校
新潟県立北領地小学校
新潟県立春日新田中学校
新潟県立北領地中学校